



国海査第247号
平成26年9月30日

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会
会長 石井 邦夫殿

国土交通省海事局
検査測度課長



特殊貨物船舶運送規則の改正に伴う事務手続き等について
(国海査第452号(平成22年12月1日付け)の一部改正)

海上人命安全条約(SOLAS 条約)に基づく国際海上固体ばら積み貨物規則(IMSBC コード)の2次改正が、平成27年1月1日から発効します。これに伴い、特殊貨物船舶運送規則(特貨則)及び危険物船舶運送及び貯蔵規則(危規則)並びに関連告示を改正し、同日から施行する予定です。
(改正省令の公布:本年10月1日予定、改正告示の公布:本年11月下旬見込み)

今般の改正により、液状化物質をばら積みして運送しようとする荷送人について、水分管理手順書を策定し液状化物質の所在地を管轄する地方運輸局長の承認を受けることが義務付けられるとともに、その他所要の改正が行われています。

また、国海査第452号(平成22年12月1日付け)に基づき事前査定を受けた貨物について、改正 IMSBC コード附録に掲載された個別貨物の運送要件とともに新たに関連告示に掲載する予定です。

このため、別紙のとおり国海査第452号を改正し、水分管理手順書の承認申請に関する手続き等を追加する等所要の改正を行いますので通知致します。

お手数ですが、貴会御加盟各社殿への周知方よろしくお願いいたします。